

ディスクロージャー誌 2007 (別冊)

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

～バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示～

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等
に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平
成19年3月23日 金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市
場規律））として、事業年度に係る説明事項に記載すべき事項を当該告示に
則り、本別冊で開示しております。

■目次（開示項目一覧）

（ページ）

	ほくほくフィナンシャルグループ	北陸銀行		北海道銀行	
	連結	連結	単体	連結	単体
定性的な開示事項					
1. 連結の範囲に関する事項	2	10		24	
2. 自己資本調達手段の概要					
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要					
4. 信用リスクに関する事項					
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要					
6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要					
7. 証券化エクスポージャーに関する事項					
8. オペレーショナル・リスクに関する事項					
9. 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要					
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項					
定量的な開示事項	連結	連結	単体	連結	単体
連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	4	12	-	26	-
自己資本の構成に関する事項	4	12	18	26	32
自己資本の充実度に関する事項	5	13	19	27	33
信用リスクに関する事項	6	14	20	28	34
信用リスク削減手法に関する事項	7	15	21	29	35
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7	15	21	29	35
証券化エクスポージャーに関する事項	8	16	22	30	36
銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項	9	17	23	31	37
銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	9	17	23	31	37

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

- ・連結財務諸表規則第5条に基づき非連結子会社としている会社は、金融関連法人であり、連結自己資本比率計算上は、控除項目においてその資本調達手段の額を資本控除しております。

持株会社グループに属する連結子会社は次の15社です。

名称	出資比率	主要な業務の内容
株式会社北陸銀行	100.00%	銀行業
株式会社北海道銀行	100.00%	銀行業
北銀リース株式会社	70.25%	リース業
株式会社北陸カード	87.39%	クレジットカード業務
北陸保証サービス株式会社	100.00%	信用保証業務
北銀ソフトウェア株式会社	100.00%	ソフトウェア業務
日本海債権回収株式会社	100.00%	サービサー業務
北銀ビジネスサービス株式会社	(100.00%)	文書管理、現金等の整理・精算、現金自動設備監視、事務集中処理業務等
北銀オフィス・サービス株式会社	(100.00%)	人材派遣業務
北銀不動産サービス株式会社	(100.00%)	不動産の賃貸業務
北銀資産管理株式会社	(100.00%)	担保不動産の競落業務
Hokuriku International Cayman Limited	(100.00%)	金融業
株式会社北銀コーポレート	(100.00%)	貸金業
道銀ビジネスサービス株式会社	(100.00%)	文書管理、現金等の整理・精算、現金自動設備監視、事務集中処理業務等
道銀カード株式会社	(100.00%)	クレジットカード業務、信用保証業務

- (注) 1. 出資比率欄の（ ）は、子会社における間接所有を含めた当社出資比率であります。
2. 自己資本比率告示（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という）第21条の比例連結方式が適用される金融関連法人はありません。
3. 告示第20条第1項第2号イからニまでに掲げる自己資本の控除項目の対象となる会社は次の4社です。

名称	主要な業務の内容
北陸キャピタル株式会社	ベンチャーキャピタル業務
道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務
道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務

4. 銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社はありません。
5. 連結子会社15社全てにおいて、債務超過会社はなく、持株会社グループ内において自己資本にかかる支援は行っていません。また、銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

持株会社グループの自己資本調達の状況は以下のとおりです。

(単位：億円)

自己資本調達手段	金額	概要
普通株式(1,391百万株)	1,791	完全議決権株式
第1回第1種優先株式(150百万株)	750	無議決権株式
第1回第4種優先株式(79百万株)	450	
第1回第5種優先株式(107百万株)	537	
永久劣後債務	265 (265)	
劣後保証付社債	265 (265)	
期限付劣後債務	774 (869)	・契約時から5年を経過した後のステップアップ金利特約付。 ・上乗せ幅は150ベースポイント以内になっており、告示第18条第3項に定める過大なステップアップ金利等を付す等償還を行う蓋然性を有するものには該当いたしません。
劣後特約付借入金	374 (430)	
劣後保証付社債	- (39)	
劣後特約付社債	400 (400)	

※（ ）内は、告示第18条に定める消却を行う前の残高

3. 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社では、自己資本比率の管理に加えて、当社及び銀行業を営む連結子会社（以下「子銀行」という）においては銀行業務を行う上で被る可能性のある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本充実度を評価する主要な方法としては、「リスク資本配賦」による経営管理の枠組み構築を進めており、業務上抱える「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」等様々なリスクにかかる最大損失額を計量化等により見積もり、リスクがすべて発現した場合でも一定の自己資本比率を確保できるような一定限度内にリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングしております。

このほか、一定の金利ショックが起こった場合の影響額試算や、与信集中に係るストレステスト等も実施しております。

なお、子銀行以外の連結子会社については、主として連結自己資本比率の管理を通じて自己資本の充実度の評価を行っております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出金などの元本・利息が回収できなくなるリスクです。

当社及び子銀行では、信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規定類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会への報告等を実施しております。

また、貸倒引当金につきましては、予め定めている償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署における査定を経て当該部署から独立した資産査定部署が最終査定を実施し、その査定内容を監査部署が監査した後の査定集約結果に基づいて上記の引当を行っております。

子銀行以外の連結子会社においても、当社の信用リスク管理方針のもと同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当社及び連結子会社では、リスク・ウェイトの判定にあたり、内部管理との整合性を考慮し、次のとおりエクスポージャーの区分毎に適格格付機関によって付された外部格付を使用しております。

証券化エクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I) ムーディーズ (Moody's) スタンダード&プアーズ (S&P)
上記以外のエクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当社及び連結子会社が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。

信用リスク削減手法の適用にあたっては、与信関連規定に基づき、経済情勢の変化や経営悪化等に備えて貸出金等を保全するための補完的な手段として、合理的な範囲での適切な取り扱いに努めております。

当社及び連結子会社を取り扱う担保、保証の主要な種類は次のとおりであり、それぞれ与信関連規定に基づき適切に事務管理を行うとともに年1回以上の定期的な評価替え（住宅ローンを除く）を実施しております。

担保の種類	預金、有価証券、商品、商業手形、不動産等
保証の種類	一般保証、信用保証協会保証等

(注) クレジット・デリバティブについては取り扱い実績はありません。

自己資本比率告示に定められている信用リスク削減手法としては、上記の担保の種類のうち適格金融資産担保として各子銀行の自行預金等を対象としております。また、保証としては上記の保証の種類のうち中央政府、地方公共団体、政府関係機関および信用保証協会による保証をその対象として取り扱っており、信用度の評価については、政府保証と同等又はそれに準じた水準と評価しております。

また、貸出金については、告示第95条に基づいて、「銀行取引約定書」等に定める相殺要件を充足する貸出金と自行定期預金の相殺効果を勘案

しております。

このほか担保付で行う証券の貸借取引等のレポ形式の取引については、法的な有効性を個別取引毎に確認できたものについて相対ネットリング契約による信用リスク削減効果を勘案しております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは、同一業種に偏ることのないように努めております。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）にかかる信用リスクについては、その他の与信とオン・バランス、オフ・バランス合算して管理するとともに、担保等の保全についても与信合計との対比で適切に保全措置を講じております。

貸倒引当金については、必要に応じて予め定めている償却・引当基準に照り引当しております。

対金融機関との派生商品取引において、ISDA Credit Support Annex (CSA) 契約を締結する担保付取引については、当社及び子銀行の格付低下等の信用力低下によって追加的に取引相手に担保提供する義務が生じるものがあります。

なお、子銀行以外の連結子会社において派生商品取引の取り扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

子銀行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、リスクを的確に把握し経営体力と対比して過大なリスクテイクを行わない基本方針のもと、予め定めている基準に則り、スキームの特性や債務償還見通しを個別に検討・評価のうえ、投融資にかかる限度枠等の範囲で取り扱う態勢としております。

また、子銀行がオリジネーターとなる証券化については、住宅ローンの金利リスクや保有する不動産の価格下落リスク等を適切にコントロールするための一手段として取り組むこととしております。

なお、子銀行は不動産の証券化にあたり匿名組合出資により信用補完等を行っており、また、住宅ローンの証券化に関して信用補完としての劣後受益権を保有するとともに流動性補完等のための現金準備金を設定しているほか、サービサーとしても関与しております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

子銀行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、外部格付を使用して告示第227条に定めるリスク・ウェイトを適用しております。

子銀行がオリジネーターとなる証券化エクスポージャーについては、告示附則第15条の経過措置を適用し、当該エクスポージャーの原資産に対して旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額を使用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

子銀行がオリジネーターとなる住宅ローンならびに不動産の証券化取引の会計処理につきましては、金融商品会計基準に基づき、金融資産等の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産等の消滅を認識する売却処理を採用しております。また、住宅ローン証券化にかかる留保持分（劣後受益権）の評価は、証券化取引の対象資産の時価評価を基に計算した譲渡資産の簿価相当額を控除して算定しております。

子銀行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについても、それぞれの金融資産について金融商品会計基準に基づいた会計処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格付機関

子銀行は、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたっては、適格格付機関である日本格付研究所（JCR）、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード&プアーズ（S&P）の4社の格付を使用しております。

なお、子銀行以外の連結子会社においては、証券化取引の取り扱いはありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当社及び連結子会社は、業務上抱える様々なリスクのうち、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを除く全てのリスクを総称してオペレーショナル・リスク（以下、「オペリスク」という）と定義し、オペリスクの顕在化を防ぐために、全ての部署でオペリスク管理水準の向上に取り組み、特に当社及び子銀行の損益や業務に重大な影響が懸念されるオペリスクについては、損失の発生を可能な限り回避することを基本方針として管理態勢を整備しております。

オペリスクの管理にあたっては、「オペレーショナル・リスク管理規定」等の諸規定を制定し、オペリスクを以下のサブカテゴリーに区分したうえで、リスク管理グループが、当社及び連結子会社のオペリスク統括部署として、オペリスクの状況を適切に把握し、取締役会等へ報告することにより適切な措置がとられる体制としております。

《オペリスクの区分》

①事務リスク	④顧客に対するリスク
②システムリスク	⑤風評リスク
③法務リスク	⑥その他のリスク

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当社及び連結子会社は、粗利益配分手法によりオペレーショナル・

リスク相当額を算出しております

9. 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーについては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式等が対象となります。

このうち上場株式等は、債券と比べて価格ボラティリティが高いため多額のリスク資本が必要となることに鑑み、当社及び子銀行では「市場リスク管理規定」等諸規定に基づいて、予め定めた投資方針ならびに保有限度枠の範囲で厳格に運用しており、リスク管理部門が評価損益及びVaR（バリュエーション・アット・リスク）等のリスク量を計測し経営陣へ報告する態勢としております。

また、株式等については、非上場株式も含め自己査定基準に則って定期的に自己査定を実施し、評価損が発生しているものについては回収可能性を判断のうえ、減損・引当処理を行っております。

なお、株式等の評価は、時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

子銀行以外の連結子会社の保有する株式についても、上記に準じて取り扱う体制としております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により資産・負債の経済価値が変動し将来の期間損益に影響を与えるリスクであり、当社では以下の基本方針を基に、「金利リスク管理規定」等の諸規定を定めております。

①管理対象とする金利リスクを計量化し、資本配賦等の方法により、自己資本や収益力と対比して適正な水準となるように金利リスクをコントロールする。

②データの整備、リスク計測精度の向上、多面的なリスク分析等、金利リスク管理の高度化・精緻化に努める。

また、リスク管理グループは定期的に金利リスク量をモニタリングするとともにその結果を取締役会等に報告・協議し、必要な対応を講じる態勢としております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当社及び子銀行の内部管理上の金利リスク管理は、バンキング勘定およびトレーディング勘定（特定取引勘定）で保有する全ての資産、負債およびオフ・バランス取引を対象としております。

金利リスクの管理にあたっては、月次でのVaR（バリュエーション・アット・リスク）、100BPV（ベース・ポイント・バリュエーション）の計測と収益シミュレーション等の複数手法を併用しリスクを計量化することにより、経済価値と期間損益の双方の観点から金利リスクの状況を適切に把握するよう努めております。

また、金利リスク量の算定においては、コア預金について以下の前提をしております。

コア預金…流動性預金の過去データから将来的にも安定的と考えられる残高を対象とし、満期10年の預金として計算しております。

なお、持株会社グループの金利リスク管理については、子銀行以外の連結子会社の金利リスクが限定的であることから、子銀行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより持株会社グループの金利リスクを管理する体制としております。

【定量的な開示事項】（ほくほくフィナンシャルグループ連結）

本開示は平成19年3月期以降適用される新BIS規制に対応しているため、平成19年3月期の計数のみを記載しております。

■連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

基本的項目 (Tier1)	資本金	70,895
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	293,268
	利益剰余金	93,072
	自己株式(△)	△447
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	△4,425
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	527
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	△37,702
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	△4,413	
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計(A)	410,773	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,120
	一般貸倒引当金	39,046
	負債性資本調達手段等	103,900
	うち永久劣後債務(注3)	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	77,400
計(B)	151,066	
控除項目	うち自己資本への算入額	145,163
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	94
	金融関連法人等の資本調達手段に対する投資に相当する額	1,792
	自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	225
	控除項目不算入額(△)	—
計(C)	2,112	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	553,823
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,799,486
	オフ・バランス取引等項目	161,338
	信用リスク・アセットの額(E)	4,960,825
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	341,978
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	27,358
※計(E) + (F) (H)	5,302,804	
連結自己資本比率(第二基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$ (%)		10.44%
連結基本的項目(Tier1)比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$ (%)		7.74%

(注) 1. 自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

3. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

■自己資本の充実度に関する事項

・信用リスクに対する所要自己資本の額（所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%）

（単位：百万円）

資産（オン・バランス）項目	所要自己資本の額
1. 現金	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
4. 国際決済銀行等向け	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20
7. 国際開発銀行向け	-
8. 我が国の政府関係機関向け	289
9. 地方三公社向け	0
10. 金融機関及び証券会社向け	3,058
11. 法人等向け	101,625
12. 中小企業等向け及び個人向け	29,618
13. 抵当権付住宅ローン	11,899
14. 不動産取得等事業向け	19,936
15. 三月以上延滞等	1,979
16. 取立未済手形	0
17. 信用保証協会等による保証付	2,335
18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
19. 出資等	6,884
20. 上記以外	9,419
21. 証券化（オリジネーターの場合）	2,537
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	1,572
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	801
合計 (A)	191,979

（単位：百万円）

オフ・バランス項目	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	221
3. 短期の貿易関連偶発債務	50
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	660
5. NIF又はRUF	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	778
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証）	2,173
（うち有価証券の保証）	1,716
（うち手形引受）	4
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-
控除額（△）	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	120
12. 派生商品取引	2,448
（1）外為関連取引	1,646
（2）金利関連取引	801
（3）金関連取引	-
（4）株式関連取引	-
（5）貴金属（金を除く）関連取引	-
（6）その他のコモディティ関連取引	-
（7）クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-
13. 長期決済期間取引	-
14. 未決済取引	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
合計 (B)	6,453

・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	所要自己資本の額
粗利益配分手法 (C)	13,679

・連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

連結総所要自己資本の額 (A+B+C)	212,112
---------------------	---------

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー 期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	9,420,507	6,919,102	1,312,729	60,555	70,891
国外計	117,061	9,510	63,919	27,008	-
地域別合計	9,537,568	6,928,612	1,376,648	87,564	70,891
製造業	1,008,334	886,476	40,578	14,821	5,623
農業	19,091	17,728	150	1,181	63
林業	3,343	3,340	-	0	51
漁業	9,044	8,929	-	23	967
鉱業	3,767	3,554	100	62	42
建設業	461,810	430,354	16,896	1,027	9,296
電気・ガス・熱供給・水道業	92,521	62,090	1,266	70	4
情報通信業	41,082	35,453	1,450	195	22
運輸業	184,642	160,366	17,888	506	2,098
卸・小売業	1,047,834	969,141	28,907	18,773	9,199
金融・保険業	863,388	285,853	186,663	24,055	56
不動産業	543,102	509,975	26,895	718	9,854
各種サービス業	853,904	738,385	93,501	3,012	14,647
国・地方公共団体	2,107,290	953,351	874,528	94	-
個人	1,865,741	1,853,925	-	40	18,961
その他	432,670	9,682	87,822	22,980	1
業種別合計	9,537,568	6,928,612	1,376,648	87,564	70,891
1年以下	2,578,951	2,085,455	126,376	7,639	-
1年超3年以下	944,235	595,990	318,390	27,967	-
3年超5年以下	1,151,168	849,429	272,809	22,998	-
5年超7年以下	701,673	483,146	200,008	16,682	-
7年超10年以下	914,404	643,001	243,534	12,214	-
10年超	2,074,437	1,855,757	215,529	61	-
期間の定めのないもの	1,172,697	415,831	-	-	-
残存期間別合計	9,537,568	6,928,612	1,376,648	87,564	-

- (注) 1. 国内/国外の区分はリスク所在地ベース、残存期間は最終期日ベース、オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。
 2. 「その他」には業種別に分類することが困難なエクスポージャー及び非居住者向けのエクスポージャーを記載しております。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。

個別貸倒引当金の業種別残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	11,414	8,814	11,414	8,814
農業	224	555	224	555
林業	43	71	43	71
漁業	12,572	457	12,572	457
鉱業	63	73	63	73
建設業	21,999	17,395	21,999	17,395
電気・ガス・熱供給・水道業	-	0	-	0
情報通信業	20	15	20	15
運輸業	2,498	1,486	2,498	1,486
卸・小売業	24,446	13,904	24,446	13,904
金融・保険業	151	221	151	221
不動産業	14,978	14,139	14,978	14,139
各種サービス業	18,327	15,122	18,327	15,122
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	7,279	8,072	7,279	8,072
その他	203	168	203	168
業種別合計	114,224	80,498	114,224	80,498

貸出金償却の額の業種別残高

（単位：百万円）

	貸出金償却額
製造業	1
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	0
卸・小売業	1
金融・保険業	-
不動産業	-
各種サービス業	59
国・地方公共団体	-
個人	974
その他	-
業種別合計	1,035

(注) 上記はすべて国内向けエクスポージャーに対するものであります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	45,791	39,046	45,791	39,046
個別貸倒引当金	114,224	80,498	114,224	80,498
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	160,015	119,544	160,015	119,544

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	エクスポージャーの額(注)	
	格付あり	格付なし
0%	16,095	2,253,944
10%	2,594	599,353
20%	95,313	242,711
35%	-	849,994
50%	86,984	19,915
75%	-	993,293
100%	152,036	3,433,321
150%	3,355	15,946
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	356,380	8,408,480

(注) 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産25,877百万円は上記より除いております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (効果が勘案された部分に限る)
現金及び自行預金	211,542
金	-
適格債券	210,000
適格株式	31,494
適格投資信託	-
適格金融資産担保合計	453,037
適格保証	700,869
適格クレジット・デリバティブ	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	700,869

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る)の合計額	41,284
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	87,564
派生商品取引	87,564
外国為替関連取引	62,124
金利関連取引	25,439
株式関連取引	-
その他	-
クレジット・デリバティブ	-
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-
担保の種類別の額	-
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	87,564
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

・持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	合計		
	住宅ローン証券化	不動産証券化	
資産譲渡型証券化取引にかかる原資産の額	105,264	98,528	6,736
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	24	24	-
うち当期の損失額	-	-	-
保有する証券化エクスポージャーの額(注)	17,838	17,501	336
自己資本控除の対象となる額	-	-	-
所要自己資本の額	2,537	2,268	269
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高(原資産ベース)	105,264	98,528	6,736
50%	83,643	83,643	-
100%	21,621	14,885	6,736
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	4,413	4,413	-
告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	-	-	-
告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	63,443	56,707	6,736

(注) 住宅ローン証券化における劣後受益権(留保持分)の額、不動産証券化における匿名組合出資の額を記載しております。

なお、これらの証券化エクスポージャーについては、告示附則第15条の経過措置を適用し、当該エクスポージャーの原資産に対して旧告示を適用しております。

当期に証券化を行ったエクスポージャーならびに当期中に認識した売却損益の額は該当ありません。

・持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	165,153
売掛債権	7,057
事業者向け貸出	7,074
不動産	4,100
その他	2,906
合計	186,293

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本の額
20%	182,245	1,457
50%	3,199	63
100%	8	0
150%	840	50
計	186,293	1,572

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

自己資本控除の証券化エクスポージャーの額	225
うちオートローン債権	225

告示附則第15条の適用により算出されるリスク・アセットの額はありません。

■銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	189,891	189,891
上記に該当しない出資等エクスポージャー	38,479	38,479
計	228,371	228,371

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	833
償却額	595

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益の額	61,277
--------	--------

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：億円)

金利ショックの定義	100BPV、VaRによる金利リスク量
経済的価値の増減額	100BPV…▲23 VaR …… 235

- (注) 1. 持株会社グループの金利リスク管理については、子銀行以外の連結子会社の金利リスクが限定的であることから、当社及び子銀行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより持株会社グループの金利リスクを管理する体制としております。
2. 「100BPV」は、当期末の金利リスクにつき、1%金利上昇ショックに対する経済的価値の金額。
3. 「VaR」は信頼区間99%、保有期間6カ月、観測期間1年。なお、北陸銀行と北海道銀行の間の相関は考慮せず、単純合算であります。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当行及び連結子会社においては、連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

連結グループに属する連結子会社は次の6社です。

名称	出資比率	主要な業務の内容
北銀ビジネスサービス株式会社	100%	文書管理、現金等の整理・精算、現金自動設備監視、事務集中処理業務等
北銀オフィス・サービス株式会社	100%	人材派遣業務
北銀不動産サービス株式会社	100%	不動産の賃貸業務
北銀資産管理株式会社	100%	担保不動産の競落業務
Hokuriku International Cayman Limited	100%	金融業
株式会社北銀コーポレート	100%	貸金業

- (注) 1. 自己資本比率告示（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という）第31条第1項第2号イからニまでに掲げる自己資本の控除項目の対象となる会社及び第32条の比例連結方式が適用される金融関連法人はありません。
2. 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。
3. 連結子会社6社全てにおいて、債務超過会社はなく、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っていません。また、銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は特段ございません。
4. 劣後保証付社債の発行主体である海外特別目的子会社のHokuriku International Cayman Limitedにつきましては、告示第38条に基づき、単体自己資本比率の計算に含めております。

2. 自己資本調達手段の概要

連結グループにおける自己資本調達の状況は以下のとおりです。

(単位：億円)

自己資本調達手段	連結	単体	概要
普通株式(987百万株)	804	804	完全議決権株式
第一回第1種優先株式(150百万株)	750	750	無議決権株式
永久劣後債務	265 (265)	265 (265)	・契約時から5年を経過した後のステップアップ金利特約。
劣後保証付社債	265 (265)	265 (265)	・上乗せ幅は150ベースポイント以内になっており、告示第29条第3項及び第41条第3項に定める過大なステップアップ金利等を付す等償還を行う蓋然性を有するものには該当いたしません。
期限付劣後債務	374 (469)	374 (469)	
劣後保証付社債	- (39)	- (39)	
劣後特約付借入金	374 (430)	374 (430)	

※（ ）内は、告示第29条及び第41条に定める消却を行う前の残高

3. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本比率の管理に加えて、当行が銀行業務を行う上で被る可能性のある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本充実度を評価する主要な方法としては、「リスク資本配賦」による経営管理の枠組み構築を進めており、業務上抱える「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」等様々なリスクにかかる最大損失額を計量化等により見積もり、リスクがすべて発現した場合でも一定の自己資本比率を確保できるように一定限度内にリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングしております。

このほか、一定の金利ショックが起こった場合の影響額試算や、与信集中に係るストレステスト等も実施しております。

なお、連結グループについては、主として連結自己資本比率の管理を通じて自己資本の充実度の評価を行っております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出などの元本・利息が回収できなくなるリスクです。

当行では、信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規定類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会への報告等を実施しております。

また、貸倒引当金につきましては、予め定めている償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係

る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署における査定を経て、当該部署から独立した資産査定部署が最終査定を実施し、その査定内容を監査部署が監査した後の査定集約結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、当行の信用リスク管理方針のもと、同様に資産の自己査定を行い必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当行及び連結子会社では、リスク・ウェイトの判定にあたり、内部管理との整合性を考慮し、次のとおりエクスポージャーの区分毎に適格格付機関によって付された外部格付を使用しております。

証券化エクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I) ムーディーズ (Moody's) スタンダード&プアーズ (S&P)
上記以外のエクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当行及び連結子会社が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。

信用リスク削減手法の適用にあたっては、「貸出金取扱規定」等の諸規定に基づき、経済情勢の変化や経営悪化等に備えて貸出金等を保全するための補完的な手段として、合理的な範囲での適切な取り扱いに努めております。

当行及び連結子会社を取り扱う担保、保証の主要な種類は次のとおりであり、それぞれ「貸出金取扱規定」、「融資事務取扱要領」等の関連諸規定に基づき適切に事務管理を行うとともに年2回以上の定期的な評価替え（住宅ローンを除く）を実施しております。

担保の種類	預金、有価証券、商品、商業手形、不動産等
保証の種類	一般保証、信用保証協会保証等

(注) クレジット・デリバティブについては取り扱い実績はありません。

自己資本比率告示に定められている信用リスク削減手法としては、上記の担保の種類のうち適格金融資産担保として自行預金と上場株式（債務者の連結対象会社の発行するものは除く）を対象としております。また、保証としては上記の保証の種類のうち中央政府、地方公共団体、政府関係機関および信用保証協会による保証をその対象として取り扱っており、信用度の評価については、政府保証と同等又はそれに準じた水準と評価しております。

また、貸出金については、告示第117条に基づいて、「銀行取引約定書」等に定める相殺要件を充足する貸出金と自行定期預金の相殺効果を勘案しております。

このほか担保付で行う証券の貸借取引等のレボ形式の取引については、法的な有効性を個別取引毎に確認できたものについて相対ネットリング契約による信用リスク削減効果を勘案しております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは、同一業種に偏ることのないように努めております。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）にかかる信用リスクについては、その他の与信とオン・バランス、オフ・バランス合算して管理するとともに、担保等の保全についても与信合計との対比で適切に保全措置を講じております。

貸倒引当金については、必要に応じて予め定めている償却・引当基準に則り引当しております。

対金融機関との派生商品取引において、ISDA Credit Support Annex (CSA) 契約を締結する担保付取引については、当行の格付低下等の信用力低下によって追加的に取引相手に担保提供する義務が生じるものがあります。

なお、連結子会社において派生商品取引の取り扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、リスクを的確に把握し経営体力と対比して過大なリスクテイクを行わない基本方針のもと、予め定めている基準に則り、スキームの特性や債務償還見通しを個別に検討・評価のうえ、投融資にかかる限度枠等の範囲で取り扱う態勢としております。

また、当行がオリジネーターとなる証券化については、住宅ローン

の金利リスクや保有する不動産の価格下落リスク等を適切にコントロールするための一手段として取り組むこととしております。

なお、当行は不動産の証券化にあたり匿名組合出資により信用補完等を行っており、また、住宅ローンの証券化に関して信用補完としての劣後受益権を保有するとともに流動性補完等のための現金準備金を設定しているほか、サービサーとしても関与しております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、外部格付を使用して告示第249条に定めるリスク・ウェイトを適用しております。

当行がオリジネーターとなる証券化エクスポージャーについては、告示附則第15条の経過措置を適用し、当該エクスポージャーの原資産に対して旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額を使用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当行がオリジネーターとなる住宅ローンならびに不動産の証券化取引の会計処理につきましては、金融商品会計基準に基づき、金融資産等の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産等の消滅を認識する売却処理を採用しております。また、住宅ローン証券化にかかる留保持分（劣後受益権）の評価は、証券化取引の対象資産の時価評価を基に計算した譲渡資産の簿価相当額を控除して算定しております。

当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについても、それぞれの金融資産について金融商品会計基準に基づいた会計処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格付機関

当行は、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたっては、適格格付機関である日本格付研究所（JCR）、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード&プアーズ（S&P）の4社の格付を使用しております。

なお、連結子会社においては、証券化取引の取り扱いはありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当行及び連結子会社は、業務上抱える様々なリスクのうち、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを除く全てのリスクを総称してオペレーショナル・リスク（以下、「オペリスク」という）と定義し、オペリスクの顕在化を防ぐために、全ての部署でオペリスク管理水準の向上に取り組み、特に銀行の損益や業務に重大な影響が懸念されるオペリスクについては、損失の発生を回避または軽減することを基本方針として管理態勢を整備しております。

オペリスクの管理にあたっては、「オペレーショナル・リスク管理規定」等の諸規定を制定し、オペリスクを以下のサブカテゴリーに区分したうえで、それぞれの所管部署を定め、営業部門から独立したこれらの所管部署が各リスク区分の管理を行うとともに、オペリスク全体を統括する部署が重層的な管理を行っております。さらに月次でオペリスクの把握・管理・制御について検討・協議を行ったうえで、オペリスクの状況を取締役会等へ定期的に報告することにより適切な措置がとられる体制としております。

《オペリスクの区分》

①システムリスク	⑤法務リスク
②事務リスク	⑥顧客に対するリスク
③有形資産リスク	⑦風評リスク
④人的リスク	⑧その他のリスク

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行及び連結子会社は、粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております

9. 銀行勘定における銀行法施行令に規定する出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーについては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式等が対象となります。

このうち上場株式等は、債券と比べて価格ボラティリティが高いため多額のリスク資本が必要となることに鑑み、当行では「市場リスク管理規定」等諸規定に基づいて、予め定めた投資方針ならびに保有限度枠の範囲で厳格に運用しており、リスク管理部門が評価損益およびVaR（バリュエーション・リスク）等のリスク量を日次で計測し経営陣へ報告する態勢としております。

また、株式等については、非上場株式も含め自己査定基準に則って定期的に自己査定を実施し、評価損が発生しているものについては回収可能性を判断のうえ、減損・引当処理を行っております。

なお、株式等の評価は、時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

連結子会社の保有する株式についても、上記に準じて取り扱い体制としております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により資産・負債の経済価値が変動し将来の期間損益に影響を与えるリスクであり、当行では以下の基本方針を基に、「金利リスク管理規定」等の諸規定を定めております。

①管理対象とする金利リスクを計測し、自己資本や収益力と対比して設定した限度ライン等の範囲内に金利リスクをコントロールする。

②データの整備、リスク計測精度の向上、多面的なリスク分析等、金利リスク管理方法の高度化・精緻化に努める。

また、金利リスクを適切にコントロールするため金利リスク量に対する限度ラインを設定し、リスク管理部署が月次で金利リスク量を計測・モニタリングするとともにその結果をALM委員会や取締役会等に報告・協議し、必要な対応を講じる態勢としております。

(2) 内部管理上を使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行の内部管理上の金利リスク管理は、バンキング勘定およびトレーディング勘定（特定取引勘定）で保有する全ての資産、負債およびオフ・バランス取引を対象としております。

金利リスクの管理にあたっては、月次でのVaR（バリュエーション・リスク）、100BPV（ベース・ポイント・バリュエーション）の計測と期次で実施する収益シミュレーション等の複数手法を併用しリスクを計量化することにより、経済価値と期間損益の双方の観点から金利リスクの状況を適切に把握するよう努めております。

また、金利リスク量の算定においては、コア預金や中途解約率について以下の前提をおいております。

コア預金……流動性預金の過去データから将来的にも安定的と考えられる残高を対象とし、満期10年の預金として計算しております。

中途解約率……預入期間2年以上の中長期定期預金について一定の中途解約率を計算に織り込んでおります。固定金利貸出金の期限前返済は考慮しておりません。

なお、連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから、当行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより連結グループの金利リスクを管理する体制としております。

【定量的な開示事項】（北陸銀行連結）

本開示は平成19年3月期以降適用される新BIS規制に対応しているため、平成19年3月期の計数のみを記載しております。

■連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

基本的項目 (Tier1)	資本金	140,409
	うち非累積的永久優先株	37,500
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	14,998
	利益剰余金	54,740
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	4,413
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計 (A)	205,735	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,120
	一般貸倒引当金	18,194
	負債性資本調達手段等	63,900
	うち永久劣後債務(注3)	26,500
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	37,400	
計	90,215	
うち自己資本への算入額 (B)	90,215	
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	44
	金融関連法人等の資本調達手段に対する投資に相当する額	—
	自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	225
	控除項目不算入額(△)	—
計 (C)	269	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	295,681	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,889,457
	オフ・バランス取引等項目	109,475
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,998,933
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	197,136
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	15,770
※計 (E) + (F) (H)	3,196,069	
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$ (%)	9.25%	
連結基本的項目(Tier1)比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$ (%)	6.43%	

(注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

■自己資本の充実度に関する事項

・信用リスクに対する所要自己資本の額 (所要自己資本の額=リスク・アセット×4%)

(単位:百万円)

資産 (オン・バランス) 項目	所要自己資本の額
1. 現金	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
4. 国際決済銀行等向け	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20
7. 国際開発銀行向け	-
8. 我が国の政府関係機関向け	160
9. 地方三公社向け	-
10. 金融機関及び証券会社向け	656
11. 法人等向け	62,154
12. 中小企業等向け及び個人向け	14,584
13. 抵当権付住宅ローン	6,199
14. 不動産取得等事業向け	13,676
15. 三月以上延滞等	1,426
16. 取立未済手形	-
17. 信用保証協会等による保証付	1,793
18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
19. 出資等	4,413
20. 上記以外	6,108
21. 証券化 (オリジネーターの場合)	2,537
22. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	1,451
23. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	396
合計 (A)	115,578

(単位:百万円)

オフ・バランス項目	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	166
3. 短期の貿易関連偶発債務	42
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	409
5. NIF又はRUF	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	417
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	1,642
(うち有価証券の保証)	1,184
(うち手形引受)	4
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	-
控除額 (△)	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	30
12. 派生商品取引	1,669
(1) 外為関連取引	1,121
(2) 金利関連取引	548
(3) 金関連取引	-
(4) 株式関連取引	-
(5) 貴金属 (金を除く) 関連取引	-
(6) その他のコモディティ関連取引	-
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	-
13. 長期決済期間取引	-
14. 未決済取引	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
合計 (B)	4,379

・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	所要自己資本の額
粗利益配分手法 (C)	7,885

・連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

連結総所要自己資本の額 (A+B+C)	127,842
---------------------	---------

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー 期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	5,480,916	4,204,414	593,877	42,520	49,077
国外計	87,234	9,510	44,480	18,418	-
地域別合計	5,568,151	4,213,924	638,357	60,938	49,077
製造業	783,483	688,817	35,593	9,469	3,625
農業	11,726	11,221	-	493	57
林業	3,003	3,003	-	-	51
漁業	6,530	6,419	-	23	679
鉱業	1,958	1,799	100	59	40
建設業	313,655	292,801	10,811	793	8,669
電気・ガス・熱供給・水道業	53,875	32,919	100	70	4
情報通信業	31,311	28,054	1,350	150	22
運輸業	111,255	94,804	14,371	280	1,391
卸・小売業	646,599	598,795	18,647	14,168	7,640
金融・保険業	392,151	124,142	36,128	18,851	56
不動産業	353,614	341,927	10,026	582	9,774
各種サービス業	568,205	473,173	90,926	1,904	10,327
国・地方公共団体	1,131,926	591,068	372,701	94	-
個人	916,702	915,292	-	40	6,736
その他	242,149	9,682	47,600	13,955	-
業種別合計	5,568,151	4,213,924	638,357	60,938	49,077
1年以下	1,822,056	1,575,217	77,625	5,712	-
1年超3年以下	596,504	449,849	124,639	21,528	-
3年超5年以下	725,614	547,343	160,026	17,572	-
5年超7年以下	473,997	313,189	151,214	8,989	-
7年超10年以下	459,091	373,138	77,873	7,073	-
10年超	967,052	918,776	46,977	61	-
期間の定めのないもの	523,833	36,409	-	-	-
残存期間別合計	5,568,151	4,213,924	638,357	60,938	-

- (注) 1. 国内/国外の区分はリスク所在地ベース、残存期間は最終期日ベース、オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。
 2. 「その他」には業種別に分類することが困難なエクスポージャー及び非居住者向けのエクスポージャーを記載しております。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。

個別貸倒引当金の業種別残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,389	4,225	5,389	4,225
農業	111	165	111	165
林業	-	30	-	30
漁業	12,168	201	12,168	201
鉱業	63	72	63	72
建設業	9,806	8,446	9,806	8,446
電気・ガス・熱供給・水道業	-	0	-	0
情報通信業	16	15	16	15
運輸業	1,963	1,003	1,963	1,003
卸・小売業	14,598	10,174	14,598	10,174
金融・保険業	151	175	151	175
不動産業	8,528	7,341	8,528	7,341
各種サービス業	13,136	9,856	13,136	9,856
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	1,118	1,210	1,118	1,210
その他	-	-	-	-
業種別合計	67,054	42,921	67,054	42,921

貸出金償却の額の業種別残高

（単位：百万円）

	貸出金償却額
製造業	1
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	0
卸・小売業	1
金融・保険業	-
不動産業	-
各種サービス業	59
国・地方公共団体	-
個人	-
その他	-
業種別合計	61

(注) 上記はすべて国内向けエクスポージャーに対するものであります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	23,169	18,194	23,169	18,194
個別貸倒引当金	67,054	42,921	67,054	42,921
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	90,223	61,115	90,223	61,115

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額(注)	
	格付あり	格付なし
0%	15,063	1,237,315
10%	-	433,388
20%	41,248	75,842
35%	-	442,849
50%	37,928	15,271
75%	-	489,477
100%	83,544	2,171,830
150%	3,355	8,938
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	181,139	4,874,915

(注) 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産7,056百万円は上記より除いております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (効果が勘案された部分に限る)
現金及び自行預金	185,046
金	-
適格債券	120,000
適格株式	31,494
適格投資信託	-
適格金融資産担保合計	336,540
適格保証	534,065
適格クレジット・デリバティブ	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	534,065

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る)の合計額	28,601
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	60,938
派生商品取引	60,938
外国為替関連取引	42,778
金利関連取引	18,159
株式関連取引	-
その他	-
クレジット・デリバティブ	-
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-
担保の種類別の額	-
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	60,938
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

・連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	合計		
	住宅ローン証券化	不動産証券化	
資産譲渡型証券化取引にかかる原資産の額	105,264	98,528	6,736
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	24	24	-
うち当期の損失額	-	-	-
保有する証券化エクスポージャーの額(注)	17,838	17,501	336
自己資本控除の対象となる額	-	-	-
所要自己資本の額	2,537	2,268	269
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高(原資産ベース)	105,264	98,528	6,736
50%	83,643	83,643	-
100%	21,621	14,885	6,736
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	4,413	4,413	-
告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	-	-	-
告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	63,443	56,707	6,736

(注) 住宅ローン証券化における劣後受益権(留保持分)の額、不動産証券化における匿名組合出資の額を記載しております。

なお、これらの証券化エクスポージャーについては、告示附則第15条の経過措置を適用し、当該エクスポージャーの原資産に対して旧告示を適用しております。

当期に証券化を行ったエクスポージャーならびに当期中に認識した売却損益の額は該当ありません。

・連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	165,153
売掛債権	3,858
事業者向け貸出	2,949
不動産	998
その他	1,690
合計	174,651

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本の額
20%	172,903	1,383
50%	899	17
100%	8	0
150%	840	50
計	174,651	1,451

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

自己資本控除の証券化エクスポージャーの額	225
うちオートローン債権	225

告示附則第15条の適用により算出されるリスクアセットの額はありません。

■銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	127,041	127,041
上記に該当しない出資等エクスポージャー	23,927	23,927
計	150,969	150,969

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	887
償却額	332

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益の額	41,673
--------	--------

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから、北陸銀行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより連結グループの金利リスクを管理する体制としております。

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

基本的項目 (Tier1)	資本金	140,409
	うち非累積的永久優先株	37,500
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	14,998
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	2,644
	任意積立金	—
	次期繰越利益	—
	その他利益剰余金	51,767
	その他	—
	自己株式（△）	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額（△）	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—
	新株予約権	—
	営業権相当額（△）	—
	のれん相当額（△）	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	4,413	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	
繰延税金資産の控除金額（△）	—	
計（A）	205,406	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,120
	一般貸倒引当金	17,340
	負債性資本調達手段等	63,900
	うち永久劣後債務（注3）	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	37,400
計	89,360	
うち自己資本への算入額（B）	89,360	
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	44
	自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	225
	控除項目不算入額（△）	—
計（C）	269	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	294,497
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	2,908,408
	オフ・バランス取引等項目	109,475
	信用リスク・アセットの額（E）	3,017,883
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%）（F）	196,337
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	15,707
※計（E）+（F）（H）	3,214,221	
単体自己資本比率（国内基準） = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$ (%)		9.16%
単体基本的項目（Tier1）比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$ (%)		6.39%

- （注）1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
2. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
3. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

■自己資本の充実度に関する事項

・信用リスクに対する所要自己資本の額 (所要自己資本の額=リスク・アセット×4%)

(単位:百万円)

資産 (オン・バランス) 項目	所要自己資本の額
1. 現金	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
4. 国際決済銀行等向け	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20
7. 国際開発銀行向け	-
8. 我が国の政府関係機関向け	160
9. 地方三公社向け	-
10. 金融機関及び証券会社向け	656
11. 法人等向け	61,691
12. 中小企業等向け及び個人向け	14,584
13. 抵当権付住宅ローン	6,199
14. 不動産取得等事業向け	13,549
15. 三月以上延滞等	1,305
16. 取立未済手形	-
17. 信用保証協会等による保証付	1,793
18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
19. 出資等	6,587
20. 上記以外	5,403
21. 証券化 (オリジネーターの場合)	2,537
22. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	1,451
23. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	396
合計 (A)	116,336

(単位:百万円)

オフ・バランス項目	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	166
3. 短期の貿易関連偶発債務	42
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	409
5. NIF又はRUF	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	417
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	1,642
(うち有価証券の保証)	1,184
(うち手形引受)	4
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	-
控除額 (△)	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	30
12. 派生商品取引	1,669
(1) 外為関連取引	1,121
(2) 金利関連取引	548
(3) 金関連取引	-
(4) 株式関連取引	-
(5) 貴金属 (金を除く) 関連取引	-
(6) その他のコモディティ関連取引	-
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	-
13. 長期決済期間取引	-
14. 未決済取引	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
合計 (B)	4,379

・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	所要自己資本の額
粗利益配分手法 (C)	7,853

・総所要自己資本額

(単位:百万円)

総所要自己資本の額 (A+B+C)	128,568
-------------------	---------

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー 期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	5,497,080	4,183,850	593,877	42,520	45,225
国外計	87,234	9,510	44,480	18,418	-
地域別合計	5,584,315	4,193,360	638,357	60,938	45,225
製造業	772,383	678,425	35,593	9,469	3,625
農業	11,726	11,221	-	493	57
林業	3,003	3,003	-	-	51
漁業	6,530	6,419	-	23	679
鉱業	1,958	1,799	100	59	40
建設業	312,853	291,999	10,811	793	7,867
電気・ガス・熱供給・水道業	53,875	32,919	100	70	4
情報通信業	31,311	28,054	1,350	150	22
運輸業	111,255	94,804	14,371	280	1,391
卸・小売業	646,279	598,475	18,647	14,168	7,619
金融・保険業	417,823	124,142	36,128	18,851	56
不動産業	376,292	335,269	10,026	582	6,880
各種サービス業	565,933	470,832	90,926	1,904	10,243
国・地方公共団体	1,131,926	591,068	372,701	94	-
個人	916,652	915,241	-	40	6,686
その他	224,507	9,682	47,600	13,955	-
業種別合計	5,584,315	4,193,360	638,357	60,938	45,225
1年以下	1,812,279	1,565,441	77,625	5,712	-
1年超3年以下	596,504	449,849	124,639	21,528	-
3年超5年以下	717,449	539,177	160,026	17,572	-
5年超7年以下	473,997	313,189	151,214	8,989	-
7年超10年以下	458,181	372,228	77,873	7,073	-
10年超	965,340	917,064	46,977	61	-
期間の定めのないもの	560,562	36,409	-	-	-
残存期間別合計	5,584,315	4,193,360	638,357	60,938	-

- (注) 1. 国内/国外の区分はリスク所在地ベース、残存期間は最終期日ベース、オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。
 2. 「その他」には業種別に分類することが困難なエクスポージャー及び非居住者向けのエクスポージャーを記載しております。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。

個別貸倒引当金の業種別残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,122	4,209	5,122	4,209
農業	111	165	111	165
林業	-	30	-	30
漁業	12,168	201	12,168	201
鉱業	63	72	63	72
建設業	9,479	8,196	9,479	8,196
電気・ガス・熱供給・水道業	-	0	-	0
情報通信業	16	15	16	15
運輸業	1,963	1,003	1,963	1,003
卸・小売業	14,492	10,112	14,492	10,112
金融・保険業	151	175	151	175
不動産業	7,204	6,475	7,204	6,475
各種サービス業	11,989	8,563	11,989	8,563
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	1,106	1,196	1,106	1,196
その他	-	-	-	-
業種別合計	63,871	40,418	63,871	40,418

貸出金償却の額の業種別残高

（単位：百万円）

	貸出金償却額
製造業	1
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	0
卸・小売業	1
金融・保険業	-
不動産業	-
各種サービス業	59
国・地方公共団体	-
個人	-
その他	-
業種別合計	61

(注) 上記はすべて国内向けエクスポージャーに対するものであります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	22,437	17,340	22,437	17,340
個別貸倒引当金	63,871	40,418	63,871	40,418
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	86,309	57,759	86,309	57,759

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額(注)	
	格付あり	格付なし
0%	15,063	1,237,315
10%	-	433,388
20%	41,248	75,842
35%	-	442,849
50%	37,928	13,903
75%	-	489,477
100%	83,544	2,192,366
150%	3,355	8,337
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	181,139	4,893,481

(注) 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産7,056百万円は上記より除いております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (効果が勘案された部分に限る)
現金及び自行預金	185,046
金	-
適格債券	120,000
適格株式	31,494
適格投資信託	-
適格金融資産担保合計	336,540
適格保証	534,065
適格クレジット・デリバティブ	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	534,065

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る)の合計額	28,601
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	60,938
派生商品取引	60,938
外国為替関連取引	42,778
金利関連取引	18,159
株式関連取引	-
その他	-
クレジット・デリバティブ	-
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-
担保の種類別の額	-
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	60,938
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

・銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	合計		
	住宅ローン証券化	不動産証券化	
資産譲渡型証券化取引にかかる原資産の額	105,264	98,528	6,736
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	24	24	-
うち当期の損失額	-	-	-
保有する証券化エクスポージャーの額(注)	17,838	17,501	336
自己資本控除の対象となる額	-	-	-
所要自己資本の額	2,537	2,268	269
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高(原資産ベース)	105,264	98,528	6,736
50%	83,643	83,643	-
100%	21,621	14,885	6,736
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	4,413	4,413	-
告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	-	-	-
告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	63,443	56,707	6,736

(注) 住宅ローン証券化における劣後受益権(留保持分)の額、不動産証券化における匿名組合出資の額を記載しております。

なお、これらの証券化エクスポージャーについては、告示附則第15条の経過措置を適用し、当該エクスポージャーの原資産に対して旧告示を適用しております。

当期に証券化を行ったエクスポージャーならびに当期中に認識した売却損益の額は該当ありません。

・銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	165,153
売掛債権	3,858
事業者向け貸出	2,949
不動産	998
その他	1,690
合計	174,651

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	残高	所要自己資本の額
20%	172,903	1,383
50%	899	17
100%	8	0
150%	840	50
計	174,651	1,451

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

自己資本控除の証券化エクスポージャーの額	225
うちオートローン債権	225

告示附則第15条の適用により算出されるリスクアセットの額はありません。

■銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	125,276	125,276
上記に該当しない出資等エクスポージャー	78,952	78,952
計	204,228	204,228

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	795
償却額	332

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益の額	40,624
--------	--------

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：億円)

金利ショックの定義	100BPV、VaRによる金利リスク量
経済的価値の増減額	100BPV…▲82 VaR …… 148

(注) 1. 「100BPV」は、当期末の金利リスクにつき、1%金利上昇ショックに対する経済的価値の金額。

2. 「VaR」は信頼区間99%、保有期間6カ月、観測期間1年。(ただし、一部外貨資産等はVaRに代えて200BPVによる金利リスク量を使用して総体のVaRを算出)

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

- ・連結財務諸表規則第5条に基づき非連結子会社としている会社は、金融関連法人であり、連結自己資本比率計算上は、控除項目においてその資本調達手段の額を資本控除しております。

連結グループに属する連結子会社は次の2社です。

名称	出資比率	主要な業務の内容
道銀ビジネスサービス株式会社	100%	文書管理、現金等の整理・精算、現金自動設備監視、事務集中処理業務等
道銀カード株式会社	100%	クレジットカード業務、信用保証業務

(注) 1. 自己資本比率告示（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という）第32条の比例連結方式が適用される金融関連法人はありません。

2. 告示第31条第1項第2号イからニまでに掲げる自己資本の控除項目の対象となる会社は次の3社です。

名称	主要な業務の内容
道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務
道銀サランビネス投資事業有限責任組合	ベンチャーキャピタル業務

3. 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。

4. 連結子会社2社は、債務超過会社ではなく、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。また、銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は特にありません。

2. 自己資本調達手段の概要

連結グループにおける自己資本調達の状況は以下のとおりです。

(単位：億円)

自己資本調達手段	連結	単体	概要
普通株式(374百万株)	115	115	完全議決権株式
第一回第一種優先株式(79百万株)	450	450	無議決権株式
第一回第二種優先株式(107百万株)	537	537	無議決権株式
期限付劣後債務	400 (400)	400 (400)	・契約時から5年を経過した後のステップアップ金利特約付。
劣後特約借入金	400 (400)	400 (400)	・上乗せ幅は150ベースポイント以内になっており、告示第29条第3項及び第41条第3項に定める過大なステップアップ金利等を付す等償還を行う蓋然性を有するものには該当いたしません。

※ () 内は、告示第29条及び第41条に定める消却を行う前の残高

3. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本比率の管理に加えて、当行が銀行業務を行う上で被る可能性のある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本充実度を評価する主要な方法としては、「リスク資本配賦」による経営管理の枠組み構築を進めており、業務上抱える「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」等様々なリスクにかかる最大損失額を計量化等により見積もり、リスクがすべて発現した場合でも一定の自己資本比率を確保できるよう一定限度内にリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングしております。

このほか、一定の金利ショックが起こった場合の影響額試算や、与信集中に係るストレステスト等も実施しております。なお、連結グループについては、主として連結自己資本比率の管理を通じて自己資本の充実度の評価を行っております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出金などの元本・利息が回収できなくなるリスクです。

当行では、信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための貸出限度額の設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測とそれらの取締役会への報告等を実施しております。

また、貸倒引当金につきましては、予め定めている償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署における査定を経て、当該部署から独立した資産査定部署が最終査定を実施し、その査定内容を監査部署が監査した後の査定集約結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、連結子会社においても、当行の信用リスク管理方針のもと、同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当行及び連結子会社では、リスク・ウェイトの判定にあたり、内部管理との整合性を考慮し、次のとおりエクスポージャーの区分毎に適格格付機関によって付された外部格付を使用しております。

証券化エクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I) ムーディーズ (Moody's) スタンダード&プアーズ (S&P)
上記以外のエクスポージャー	日本格付研究所 (JCR) 格付投資情報センター (R&I)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当行及び連結子会社が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。

信用リスク削減手法の適用にあたっては、「融資業務の手引き」等の諸規程に基づき、経済情勢の変化や経営悪化等に備えて貸出金等を保全するための補完的な手段として、合理的な範囲での適切な取り扱いに努めております。

当行及び連結子会社を取り扱う担保、保証の主要な種類は次のとおりであり、それぞれ「融資業務の手引き」等の関連諸規程に基づき適切に事務管理を行うとともに最低年1回以上の定期的な評価替え（住宅ローンを除く）を実施しております。

担保の種類	預金、有価証券、商品、商業手形、不動産等
保証の種類	一般保証、信用保証協会保証等

(注) クレジット・デリバティブについては取り扱い実績はありません。

自己資本比率告示に定められている信用リスク削減手法としては、上記の担保の種類のうち適格金融資産担保として自行預金を対象としております。また、保証としては上記の保証の種類のうち中央政府、地方公共団体、政府関係機関及び信用保証協会による保証をその対象として取り扱っており、信用度の評価については、政府保証と同等又はそれに準じた水準と評価しております。

また、貸出金については、告示第117条に基づいて、「銀行取引約定書」等に定める相殺要件を充足する貸出金と自行定期預金の相殺効果を勘案しております。

このほか担保付で行う証券の貸借取引等のレポ形式の取引については、法的な有効性を個別取引毎に確認できたものについて相対ネットリング契約による信用リスク削減効果を勘案しております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは、同一業種に偏ることのないように努めております。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）にかかる信用リスクについては、その他の与信とオン・バランス、オフ・バランス合算して管理するとともに、担保等の保全についても与信合計との対比で適切に保全措置を講じております。

貸倒引当金については、必要に応じて予め定めている償却・引当基準に則り引当しております。

対金融機関との派生商品取引において、ISDA Credit Support Annex (CSA) 契約を締結する担保付取引については、当行の格付低下等の信用力低下によって追加的に取引相手に担保提供する義務が生じるものがあります。

なお、連結子会社において派生商品取引の取り扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、

- リスクを的確に把握し経営体力と対比して過大なリスクテイクを行わない基本方針のもと、予め定めている基準に則り、スキームの特性や債務償還見通しを個別に検討・評価のうえ、投資にかかる限度枠等の範囲で取り扱う態勢としております。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式
 当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、外部格付を使用して告示第249条に定めるリスク・ウェイトを適用しております。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
 当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーについては、それぞれの金融資産について金融商品会計基準に基づいた会計処理を行っております。
- (4) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格付機関
 当行は、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたっては、適格格付機関である日本格付研究所（JCR）、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード&プアーズ（S&P）の4社の格付を使用しております。

なお、連結子会社において証券化取引の取り扱いはありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 当行及び連結子会社は、業務上抱える様々なリスクのうち、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを除く全てのリスクを総称してオペレーショナル・リスク（以下、「オペリスク」という）と定義し、オペリスクの顕在化を防ぐために、全ての部署でオペリスク管理水準の向上に取り組み、特に銀行の損益や業務に重大な影響が懸念されるオペリスクについては、損失の発生を回避または軽減することを基本方針として管理態勢を整備しております。
- オペリスクの管理にあたっては、「オペレーショナル・リスク管理規程」等の諸規程を制定し、オペリスクを以下のサブカテゴリーに区分したうえで、それぞれの所管部署を定め、営業部門から独立したこれらの所管部署が各リスク区分の管理を行うとともに、オペリスク全体を統括する部署が重層的な管理を行っております。さらに月次でオペリスクの把握・管理・制御について検討・協議を行ったうえで、オペリスクの状況を取締役会等へ定期的に報告することにより適切な措置がとられる体制としております。

《オペリスクの区分》

①システムリスク	⑤有形資産リスク
②事務リスク	⑥風評リスク
③法務リスク	⑦その他のリスク
④人的リスク	

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 当行及び連結子会社は、粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

9. 銀行勘定における銀行法施行令に規定する出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーについては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式等が対象となります。

このうち上場株式等は、債券と比べて価格ボラティリティが高いため多額のリスク資本が必要となることに鑑み、当行では「市場リスク管理規程」等諸規程に基づいて、予め定めた投資方針ならびに保有限度枠の範囲で厳格に運用しており、リスク管理部門が評価損益及び VaR（バリュー・アット・リスク）等のリスク量を日次で計測し経営陣へ報告する態勢としております。

また、株式等については、非上場株式も含め自己査定基準に則って定期的に自己査定を実施し、評価損が発生しているものについては回収可能性を判断のうえ、減損・引当処理を行っております。

なお、株式等の評価は、時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

また、連結子会社の保有する株式は限定的であり、簿価管理による体制のもと、上記に準じて減損・引当処理を行っております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 金利リスクとは、市場金利の変動により資産・負債の経済価値が変動し将来の期間損益に影響を与えるリスクであり、当行では以下の基本方針を基に、「銀行勘定の金利リスク管理規程」等の諸規程を定めております。
- ① A L M 管理態勢のもとで、運用と調達の間を生ずる期間のミスマッチギャップを管理し、ヘッジが必要と判断される場合には、適切にコントロールする。
- ② リスクリミット・アラームポイントを含む各種限度の設定を実施し、リスク量のモニタリングを VaR（バリュー・アット・リスク）等により行い、定期的に報告する。
- また、金利リスクを適切にコントロールするため金利リスク量に対する限度額を設定し、リスク管理部署が月次で金利リスク量を計測・

モニタリングするとともにその結果を A L M 委員会や取締役会等に報告・協議し、必要な対応を講じる態勢としております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要
 当行の内部管理上の金利リスク管理は、銀行勘定で保有する全ての資産、負債及びオフ・バランス取引を対象としております。

金利リスクの管理にあたっては、月次での VaR（バリュー・アット・リスク）、100BPV（ベース・ポイント・バリュー）の計測と、収益シミュレーション等の複数手法を併用しリスクを計量化することにより、経済価値と期間損益の双方の観点から金利リスクの状況を適切に把握するよう努めております。

また、金利リスク量の算定においては、コア預金について以下の前提をおりており、貸出金、預金等の期限前返済（解約）については、考慮しておりません。

コア預金…流動性預金の過去データから将来的にも安定的と考えられる残高を対象とし、満期10年の預金として計算しております。

なお、連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから、当行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより連結グループの金利リスクを管理する体制としております。

【定量的な開示事項】（北海道銀行連結）

本開示は平成19年3月期以降適用される新BIS規制に対応しているため、平成19年3月期の計数のみを記載しております。

■連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

基本的項目 (Tier1)	資本金	93,524
	うち非累積的永久優先株	49,373
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	16,795
	利益剰余金	45,344
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	△1,213
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計(A)	154,449	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	16,754
	負債性資本調達手段等	40,000
	うち永久劣後債務(注3)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	40,000
計(B)	56,754	
控除項目	うち自己資本への算入額	53,019
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	50
	金融関連法人等の資本調達手段に対する投資に相当する額	1,653
	自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—
	控除項目不算入額(△)	—
計(C)	1,703	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	205,765
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,894,419
	オフ・バランス取引等項目	54,110
	信用リスク・アセットの額(E)	1,948,530
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	134,604
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	10,768
※計(E) + (F) (H)	2,083,135	
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$ (%)		9.87%
連結基本的項目(Tier1)比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$ (%)		7.41%

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

■自己資本の充実度に関する事項

・信用リスクに対する所要自己資本の額（所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%）

（単位：百万円）

資産（オン・バランス）項目	所要自己資本の額
1. 現金	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
4. 国際決済銀行等向け	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
7. 国際開発銀行向け	-
8. 我が国の政府関係機関向け	128
9. 地方三公社向け	-
10. 金融機関及び証券会社向け	2,389
11. 法人等向け	39,554
12. 中小企業等向け及び個人向け	15,034
13. 抵当権付住宅ローン	5,700
14. 不動産取得等事業向け	6,260
15. 三月以上延滞等	380
16. 取立未済手形	0
17. 信用保証協会等による保証付	542
18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
19. 出資等	1,876
20. 上記以外	3,394
21. 証券化（オリジネーターの場合）	-
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	120
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	393
合計 (A)	75,776

（単位：百万円）

オフ・バランス項目	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	55
3. 短期の貿易関連偶発債務	7
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	250
5. NIF又はRUF	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	360
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証）	619
（うち有価証券の保証）	-
（うち手形引受）	-
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-
控除額（△）	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	89
12. 派生商品取引	780
（1）外為関連取引	525
（2）金利関連取引	254
（3）金関連取引	-
（4）株式関連取引	-
（5）貴金属（金を除く）関連取引	-
（6）その他のコモディティ関連取引	-
（7）クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-
13. 長期決済期間取引	-
14. 未決済取引	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
合計 (B)	2,164

・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	所要自己資本の額
粗利益配分手法 (C)	5,384

・連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

連結総所要自己資本の額 (A+B+C)	83,325
---------------------	--------

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー 期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	3,924,186	2,749,437	723,695	18,082	17,481
国外計	29,834	-	19,446	8,590	-
地域別合計	3,954,020	2,749,437	743,141	26,673	17,481
製造業	211,659	197,659	4,985	5,351	1,498
農業	7,346	6,507	150	687	6
林業	337	337	-	0	-
漁業	2,510	2,510	-	-	288
鉱業	1,759	1,755	-	3	-
建設業	145,358	137,552	6,082	233	529
電気・ガス・熱供給・水道業	38,385	29,171	1,152	-	-
情報通信業	8,673	7,415	100	44	-
運輸業	71,483	65,561	3,517	226	699
卸・小売業	391,941	370,345	10,260	4,605	1,301
金融・保険業	470,370	168,236	150,433	5,239	-
不動産業	188,026	168,048	16,833	135	7
各種サービス業	312,348	299,535	7,575	1,120	3,400
国・地方公共団体	975,113	362,283	501,823	-	-
個人	936,504	932,518	-	-	9,749
その他	192,203	-	40,228	9,024	-
業種別合計	3,954,020	2,749,437	743,141	26,673	17,481
1年以下	759,886	520,456	48,741	1,926	-
1年超3年以下	374,528	173,014	193,649	6,451	-
3年超5年以下	430,497	302,086	117,691	5,459	-
5年超7年以下	227,727	169,956	48,844	7,693	-
7年超10年以下	455,267	269,862	165,661	5,141	-
10年超	1,107,384	936,980	168,551	-	-
期間の定めのないもの	598,728	377,080	-	-	-
残存期間別合計	3,954,020	2,749,437	743,141	26,673	-

- (注) 1. 国内/国外の区分はリスク所在地ベース、残存期間は最終期日ベース、オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。
2. 「その他」には業種別に分類することが困難なエクスポージャー及び非居住者向けのエクスポージャーを記載しております。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。

個別貸倒引当金の業種別残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,851	4,505	5,851	4,505
農業	113	390	113	390
林業	43	40	43	40
漁業	404	255	404	255
鉱業	-	-	-	-
建設業	12,154	8,901	12,154	8,901
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	3	-	3	-
運輸業	527	475	527	475
卸・小売業	9,775	3,652	9,775	3,652
金融・保険業	-	45	-	45
不動産業	6,433	6,782	6,433	6,782
各種サービス業	5,030	5,104	5,030	5,104
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	4,240	5,072	4,240	5,072
その他	93	99	93	99
業種別合計	44,672	35,328	44,672	35,328

貸出金償却の額の業種別残高

(単位:百万円)

	貸出金償却額
製造業	-
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	-
卸・小売業	-
金融・保険業	-
不動産業	-
各種サービス業	-
国・地方公共団体	-
個人	154
その他	-
業種別合計	154

(注) 上記はすべて国内向けエクスポージャーに対するものであります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	18,945	13,293	15,484	16,754
個別貸倒引当金	44,672	35,328	44,672	35,328
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	63,617	48,622	60,157	52,082

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額(注)	
	格付あり	格付なし
0%	1,015	1,016,402
10%	2,594	165,935
20%	54,064	165,281
35%	-	407,144
50%	49,041	4,643
75%	-	503,816
100%	68,363	1,254,083
150%	-	3,526
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	175,080	3,520,834

(注)複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産18,545百万円は上記より除いております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (効果が勘案された部分に限る)
現金及び自行預金	26,496
金	-
適格債券	90,000
適格株式	-
適格投資信託	-
適格金融資産担保合計	116,496
適格保証	166,803
適格クレジット・デリバティブ	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	166,803

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る)の合計額	12,713
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	26,673
派生商品取引	26,673
外国為替関連取引	19,346
金利関連取引	7,327
株式関連取引	-
その他	-
クレジット・デリバティブ	-
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-
担保の種類別の額	-
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	26,673
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

・銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

・連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	－
売掛債権	3,199
事業者向け貸出	4,124
不動産	3,102
その他	1,216
合計	11,641

(注)自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本の額
20%	9,341	74
50%	2,300	46
100%	－	－
150%	－	－
計	11,641	120

(注)自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

自己資本控除の証券化エクスポージャーの額	－
うちオートローン債権	－

告示附則第15条の適用により算出されるリスクアセットの額はありません。

■銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	62,521	62,521
上記に該当しない出資等エクスポージャー	8,287	8,287
計	70,809	70,809

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	9
償却額	285

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益の額	28,389
--------	--------

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから、北海道銀行の金利リスク量を適切にコントロールすることにより連結グループの金利リスクを管理する体制としております。

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

基本的項目 (Tier1)	資本金	93,524
	うち非累積的永久優先株	49,373
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	16,795
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	2,648
	任意積立金	—
	次期繰越利益	—
	その他利益剰余金	40,294
	その他	—
	自己株式（△）	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額（△）	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—
	新株予約権	—
	営業権相当額（△）	—
	のれん相当額（△）	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	
繰延税金資産の控除金額（△）	—	
計 (A)	153,261	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	13,293
	負債性資本調達手段等	40,000
	うち永久劣後債務（注3）	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	40,000
計	53,293	
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	52,991
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	50
	自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—
	控除項目不算入額（△）	—
計 (C)	50	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	206,203
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,891,318
	オフ・バランス取引等項目	54,265
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,945,583
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%）(F)	133,109
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,648
※計 (E) + (F) (H)	2,078,693	
単体自己資本比率（国内基準） = $\frac{(D)}{(H)} \times 100 (\%)$		9.91%
単体基本的項目（Tier1）比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100 (\%)$		7.37%

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
2. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り、限られております。

■自己資本の充実度に関する事項

・信用リスクに対する所要自己資本の額（所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%）

（単位：百万円）

資産（オン・バランス）項目	所要自己資本の額
1. 現金	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
4. 国際決済銀行等向け	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
7. 国際開発銀行向け	-
8. 我が国の政府関係機関向け	128
9. 地方三公社向け	-
10. 金融機関及び証券会社向け	2,389
11. 法人等向け	39,389
12. 中小企業等向け及び個人向け	15,034
13. 抵当権付住宅ローン	5,700
14. 不動産取得等事業向け	6,260
15. 三月以上延滞等	337
16. 取立未済手形	0
17. 信用保証協会等による保証付	542
18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
19. 出資等	2,037
20. 上記以外	3,316
21. 証券化（オリジネーターの場合）	-
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	120
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	393
合計 (A)	75,652

（単位：百万円）

オフ・バランス項目	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	55
3. 短期の貿易関連偶発債務	7
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	250
5. NIF又はRUF	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	360
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証）	619
（うち有価証券の保証）	-
（うち手形引受）	-
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-
控除額（△）	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	89
12. 派生商品取引	786
（1）外為関連取引	525
（2）金利関連取引	260
（3）金関連取引	-
（4）株式関連取引	-
（5）貴金属（金を除く）関連取引	-
（6）その他のコモディティ関連取引	-
（7）クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-
13. 長期決済期間取引	-
14. 未決済取引	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
合計 (B)	2,170

・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	所要自己資本の額
粗利益配分手法 (C)	5,324

・総所要自己資本額

（単位：百万円）

総所要自己資本の額 (A+B+C)	83,147
-------------------	--------

■信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー 期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	3,916,739	2,741,826	723,695	18,237	11,496
国外計	29,834	-	19,446	8,590	-
地域別合計	3,946,573	2,741,826	743,141	26,827	11,496
製造業	211,646	197,659	4,985	5,351	1,498
農業	7,346	6,507	150	687	6
林業	337	337	-	0	-
漁業	2,510	2,510	-	-	288
鉱業	1,759	1,755	-	3	-
建設業	145,358	137,552	6,082	233	529
電気・ガス・熱供給・水道業	38,385	29,171	1,152	-	-
情報通信業	8,673	7,415	100	44	-
運輸業	71,483	65,561	3,517	226	699
卸・小売業	391,904	370,345	10,260	4,605	1,301
金融・保険業	472,754	168,236	150,433	5,239	-
不動産業	188,026	168,048	16,833	135	7
各種サービス業	311,409	299,535	7,575	1,120	3,400
国・地方公共団体	975,112	362,283	501,823	-	-
個人	926,402	924,907	-	-	3,764
その他	193,461	-	40,228	9,179	-
業種別合計	3,946,573	2,741,826	743,141	26,827	11,496
1年以下	755,600	520,077	48,741	1,926	-
1年超3年以下	374,548	173,014	193,649	6,471	-
3年超5年以下	430,741	302,086	117,691	5,594	-
5年超7年以下	227,727	169,956	48,844	7,693	-
7年超10年以下	456,127	269,862	165,661	5,141	-
10年超	1,108,067	936,980	168,551	-	-
期間の定めのないもの	593,760	369,847	-	-	-
残存期間別合計	3,946,573	2,741,826	743,141	26,827	-

- (注) 1. 国内/国外の区分はリスク所在地ベース、残存期間は最終期日ベース、オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。
 2. 「その他」には業種別に分類することが困難なエクスポージャー及び非居住者向けのエクスポージャーを記載しております。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。

個別貸倒引当金の業種別残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	5,851	4,505	5,851	4,505
農業	113	390	113	390
林業	43	40	43	40
漁業	404	255	404	255
鉱業	-	-	-	-
建設業	12,154	8,901	12,154	8,901
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	3	-	3	-
運輸業	527	475	527	475
卸・小売業	9,775	3,652	9,775	3,652
金融・保険業	-	45	-	45
不動産業	6,433	6,782	6,433	6,782
各種サービス業	5,030	5,104	5,030	5,104
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	753	529	753	529
その他	88	95	88	95
業種別合計	41,179	30,780	41,179	30,780

貸出金償却の額の業種別残高

（単位：百万円）

	貸出金償却額
製造業	-
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	-
卸・小売業	-
金融・保険業	-
不動産業	-
各種サービス業	-
国・地方公共団体	-
個人	-
その他	-
業種別合計	-

(注) 上記はすべて国内向けエクスポージャーに対するものであります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	14,322	13,293	14,322	13,293
個別貸倒引当金	41,179	30,780	41,179	30,780
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	55,502	44,074	55,502	44,074

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額(注)	
	格付あり	格付なし
0%	1,015	1,016,398
10%	2,594	165,935
20%	54,064	165,274
35%	-	407,144
50%	49,041	4,643
75%	-	503,816
100%	68,363	1,251,307
150%	-	3,413
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	175,080	3,517,934

(注) 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産18,545百万円は上記より除いております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (効果が勘案された部分に限る)
現金及び自行預金	26,496
金	-
適格債券	90,000
適格株式	-
適格投資信託	-
適格金融資産担保合計	116,496
適格保証	166,803
適格クレジット・デリバティブ	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	166,803

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る)の合計額	12,822
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	26,827
派生商品取引	26,827
外国為替関連取引	19,346
金利関連取引	7,481
株式関連取引	-
その他	-
クレジット・デリバティブ	-
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-
担保の種類別の額	-
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	26,827
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

・銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

・銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	－
売掛債権	3,199
事業者向け貸出	4,124
不動産	3,102
その他	1,216
合計	11,641

(注)自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本の額
20%	9,341	74
50%	2,300	46
100%	－	－
150%	－	－
計	11,641	120

(注)自己資本から控除した証券化エクスポージャーは上記より除いております。

告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

自己資本控除の証券化エクスポージャーの額	－
うちオートローン債権	－

告示附則第15条の適用により算出されるリスクアセットの額はありません。

■銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	62,485	62,485
上記に該当しない出資等エクスポージャー	10,709	10,709
計	73,195	73,195

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	9
償却額	285

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益の額	28,388
--------	--------

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：億円)

金利ショックの定義	100BPV、VaRによる金利リスク量
経済的価値の増減額	100BPV…+58 VaR …………… 86

(注) 1. 「100BPV」は、当期末の金利リスクにつき、1%金利上昇ショックに対する経済的価値の金額。

2. 「VaR」は信頼区間99%、保有期間6カ月、観測期間1年。

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

Hokuhoku Financial Group, Inc.

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

〒930-8637 富山市堤町通り 1丁目2番26号

Tel:076-423-7331

<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/>

株式会社 北陸銀行 総合企画部広報グループ

〒930-8637 富山市堤町通り 1丁目2番26号

Tel:076-423-7111

<http://www.hokugin.co.jp/>

株式会社 北海道銀行 経営企画部広報室

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地

Tel:011-233-1005

<http://www.hokkaidobank.co.jp/>



古紙配合率100%再生紙と大豆油インキを使用し、
環境にやさしい「水なし印刷」を採用しています。